第４３回所沢市民フェスティバル協賛に関する取扱い

１．広告掲載基準

下記の基準をご確認の上、お申し込みください。

（１）掲載する広告は、その内容が次のいずれにも該当しないものでなければならない。

ア　公共性を損なうおそれのあるもの

イ　政治に関するもの

ウ　宗教の布教推進に関するもの

エ　個人、団体等の意見広告を内容とするもの

オ　公序良俗に反するもの

カ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する風俗営業に関するもの

キ　誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの

ク　その他委員会が広告掲載として適当でないと認めるもの

（２）次に掲げる業種又は事業者等の広告は、掲載しない。

ア　貸金業法（昭和５８年法律第３２号）に規定する貸金業に関するもの及び類似の業

　　種

イ　投機的商品に関するもの

ウ　ギャンブルに関するもの

エ　法律に定めのない医療類似行為を行う施設

オ　風俗営業類似の業種

カ　興信所

キ　社会問題を起こしている業種又は事業者

（３）次に掲げる事項のいずれかに該当する広告は掲載しない。

ア　人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの

イ　法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサー

ビスを提供するもの

ウ　他をひぼう、中傷又は排斥するもの

エ　公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

オ　広告内容に対して、広告主が責任を果たすことができないおそれが強いもの

カ　委員会の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

（４）表示内容については、次に掲げる事項に留意しなければならない。

ア　当該広告に関係する法令及び業界の自主規制による広告表示基準等を遵守するこ

と。

イ　委員会が推奨していると誤解させるような表現をしないこと。

ウ　広告であることを原則として明示すること。

エ　広告主の名称、所在地及び連絡先を原則として明示すること。

オ　肖像権及び著作権を侵害しないこと。

カ　誇大な表現や射幸心をあおるような表現をしないこと。

２．お申込み方法

申込書にて、所沢市民フェスティバル実行委員会事務局（所沢市地域づくり推進課）までお申込みください。メール、FAXによる申込が可能です。お申し込み後、請求書をお送りいたしますので、支払期日までにお支払いをお願いいたします。支払期日はお申し込み後に別途お知らせいたします。

メールアドレス：a9083@city.tokorozawa.lg.jp

FAX：０４－２９９８－９４９１

３．協賛金のお支払いについて

お支払いは銀行振込または事務局に直接お持ちください。振込手数料は申込者負担となりますので予めご了承ください。支払期日までにお支払いの確認が取れない場合は、広告掲載できない場合がございます。支払期日は申し込み後に別途お知らせいたします。

４．協賛枠数について

各協賛メニューには枠数がございます。先着順となりますので、枠数を超える応募があった場合、広告を掲載できない場合がございますので予めご了承ください。

５．協賛金の返金について

悪天候や新型コロナウイルス感染症等により開催を中止する場合の他、申込者側から広告掲載についてキャンセルがあった場合にもご返金は致しかねます。ただし、印刷前に中止が決定した場合には、返金が可能な場合がございますので、別途ご相談ください。

６．公式SNS（Twitter、Instagram、Facebook）での広報について

開催の有無に関わらず、公式SNSにて、協賛企業・協賛団体名等をお知らせさせていただきます。

７．画像データの提出について

プログラムA、HPバナー、ポスター、パネル、子ども向けチラシについては、画像データの提出が必要となります。請求書をお送りする際に詳細をお知らせいたします。

８．広告主の責務

　広告主の責務として、次の事項をお守りください。

（１）広告の内容に関し生じた責任は広告主が負う。

（２）広告主は、広告の掲載について、関係法令を遵守しなければならない。

（３）広告主は、市税等を滞納していないこと。

９．掲載場所の指定について

　プログラム、ポスター、子ども向けチラシは複数の企業・団体の広告が掲載されます。掲載場所は申し込み順に実行委員会にて決めさせていただきます。

　パネル（インフォメーション）については、会場内に４カ所のインフォメーションがございますが、場所は実行委員会にて決めさせていただきます。もしご希望がございましたらご相談ください。

１０．ポスター広告について

ポスターにつきましては「社名・ロゴ・キャッチコピー・URL・QRコード」のみの掲載とさせていただきます。電話番号の掲載があると実行委員会の連絡先と誤認される恐れがあるため電話番号は掲載不可となります。もし、その他に掲載したい事項がございましたらご相談ください。

１１．パネルについて

屋根の無い場所での掲示となります。

１２．子ども向けチラシについて

　市内小中学校および公立保育園、公立幼稚園には市（地域づくり推進課）を通じて、園児・児童・生徒数分、学校等を通じてチラシを個別配布します。原則、個別配布していただくよう依頼いたしますが、学校長等の判断により、クラス内への掲示、配架に留まる可能性がございます。また、私立保育園については配布部数が限られているため、クラス数＋αを配布する予定です。